

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国の健康状態を示す包括的な指標である「平均寿命⁽¹⁾」は、高い教育・経済水準、保健・医療水準に支えられ、世界最高水準を示しています。一方、悪性新生物（以下がん）や循環器疾患などの「生活習慣病⁽²⁾」が増加し、疾病構造は、大きく変化してきており、これらの疾病は、生命を奪うだけでなく、身体の機能や生活の質を低下させるものも多く、予防や治療においては、日常生活の質の維持も重要な課題の一つとなっています。また、出生率⁽³⁾の低下による人口の高齢化の進展により、病気になる人や介護の負担が増加する中、病気を治すこと、あるいは介護のための社会的負担を減らすことが重要となってきています。

健康増進についての考え方は、時代によって内容が変遷してきていますが、わが国の健康増進にかかる取組として、「国民健康づくり対策」が昭和53年から数次にわたり展開され、第4次の健康増進にかかる取組として、平成24年7月に平成25年度から平成34年度までの「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」である「21世紀の国民健康づくり運動(健康日本21(第2次))」が告示されました。この「健康日本21(第2次)」は、「健康増進法」の規定に基づき定められたものであり、神奈川県においても、同法に基づき、県民の健康の増進の推進に関する施策についての基本的な計画である「かながわ健康プラン21」を策定し、平成25年度からは、次期かながわ健康プラン21を推進していきます。

また、住民に最も身近な市町村においては、国の基本方針と都道府県の健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画の策定に努めるよう規定されています。

そこで健康で元気に安心して暮らすことができる地域社会を実現する小田原市健康増進計画を策定します。

○「健康増進法」より抜粋

(目的)

第1条 この法律は、我が国における急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が著しく増大していることにかんがみ、国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。

(基本方針)

第7条 厚生労働大臣は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

(都道府県健康増進計画等)

第8条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の住民の健康の増進の推進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県健康増進計画」という。）を定めるものとする。

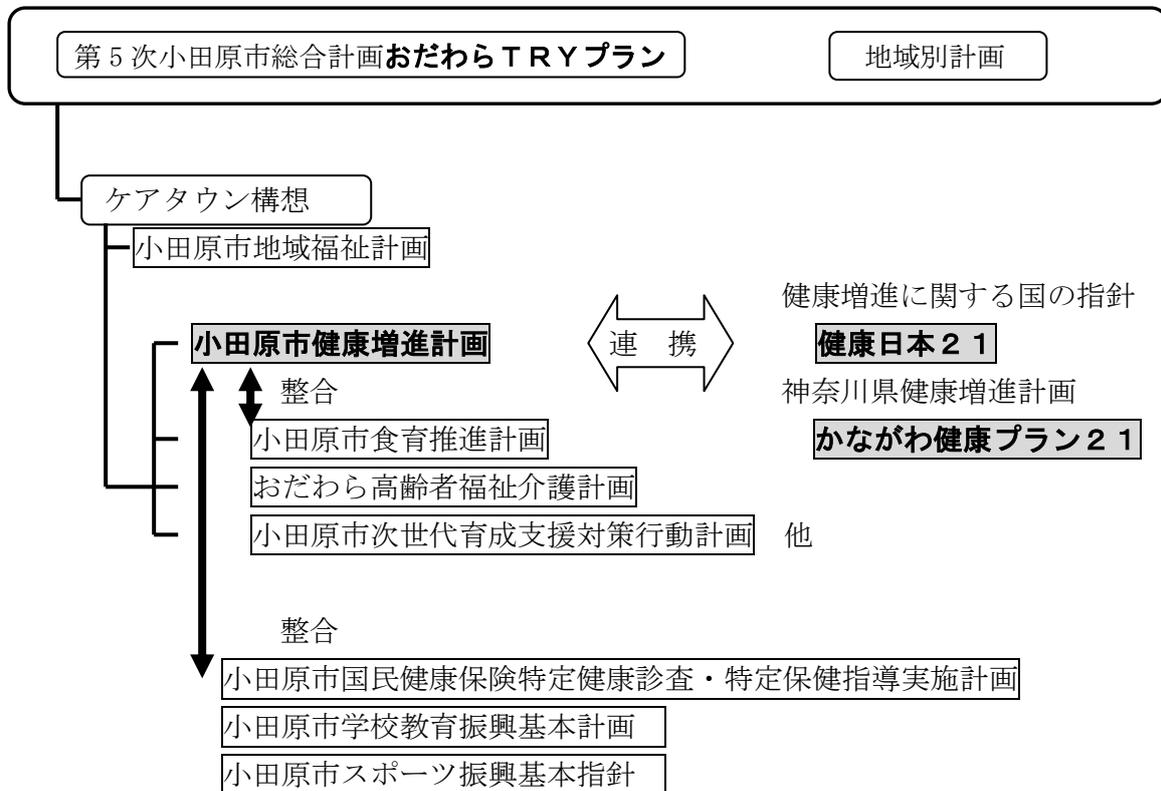
2 市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画（以下「市町村健康増進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 計画の位置づけ

本計画は、健康増進法第8条第2項の規定に基づき、住民の健康の増進を推進するために策定する市町村健康増進計画となります。

また、本計画は、第5次小田原市総合計画「おだわらTRYプラン」やケアタウン構想⁽⁴⁾に基づき、地域福祉を推進するうえでの共通する理念や方針を明らかにした「小田原市地域福祉計画」⁽⁵⁾を上位計画としています。

さらに、健康増進計画の策定にあたっては、個別計画である「小田原市食育推進計画」、「小田原市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導実施計画」及び「小田原市学校教育振興基本計画」などと整合する必要があります。



3 計画の期間

本計画は、平成 25 (2013) 年度から平成 34 (2022) 年度までの 10 年間を計画の期間とし、平成 30 (2018) 年度に中間評価を行うほか、必要に応じて計画の見直しを行います。

計画の名称	計画期間	H22	H23	H24	H25	H30	H34
小田原市健康増進計画	H25～H34					中間評価	
小田原市総合計画 「おだわらTRYプラン」	H23～H34						
小田原市地域福祉計画	H24～H28						H29
小田原市食育推進計画	H23～H28						H29
第5期おだわら高齢者福祉介護計画	H24～H26						H27
小田原市次世代育成支援対策行動計画	H22～H26						H27
第2期小田原市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導実施計画	H25～H29						H30
小田原市学校教育振興基本計画	H25～H29						H30
小田原市スポーツ振興基本指針	H25～H29						H30
健康日本21 (第2次)	H25～H34						
かながわ健康プラン21(第2次)	H25～H34						